

家庭的保育施設における施設内容の実態と 戸外活動における地域資源利用の実態に関する調査研究

The field study of the floor and interior planning
and the outdoor activities of family day care facilities

辻川 ひとみ*

Hitomi Tsujikawa

本報では、家庭的保育施設の施設内容と室利用の実態を明らかにし、施設計画のあり方を提案すると共に、施設が行う戸外活動での地域資源の利用実態を調査し、地域特性と地域資源利用の関係を考察した。結果、施設計画については、【C-1型】平面型の施設におけるc+dパターンの使い方が、効率的な保育運営を可能にする事を確認したと共に、諸室の建築と家具・設備計画のあり方を提案した。戸外活動調査では、多様な地域資源を活用した多数の戸外活動ルートが用意され、特に「体」・「教」資源を活用した戸外活動は児童の年齢構成や体調に応じたルートが選択され、計画的に実施されているが、「人」資源の活用頻度が極めて低い事が分かった。

1. はじめに

現在日本では、就労する母親の増加により保育所入所待機児童の問題が深刻となっている。特に都市部では就労支援の観点からも早急な対策が必要とされているが、保育サービスの供給が潜在需要を顕在化する構造もあって、問題解消は進んでおらず、待機児童のおよそ8割を占める3歳未満児の保育需要は平成29年度には44%に達すると見込まれている。待機児童の解消に向けた取り組みの一つとして、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」で、家庭的保育制度が地域型保育事業として児童福祉法に位置づけられた事に伴い、家庭的保育施設の量的な拡大がはかれると共に、家庭的保育施設における保育の質の向上と均一性が求められている。そこで本研究では、家庭的保育事業施設のあり方を、施設内容と運営・管理の両側面からの実態調査を通じて明らかにし、今後の施設計画の指針を得ることを目的としている。

既報¹⁾では、全国の家庭的保育事業を実施している72の自治体を対象としたアンケート調査から、制度の概要と現状を把握した。また、全国132件の家庭的保育施設に対する施設内容のアンケート調査から、施設の建築内容と保育室の概況を明らかにした。続いて前報²⁾では、既報¹⁾で調査対象とした132件の家庭的保育施設に対するアンケート調査により、平面構成や保育室の状況と、児童および保育者の終日の活動から、【C-1型】の平面型でc+dパターンの保育を行う事が最も望ましいとする仮説を立てる事ができた。そこで、本報ではまず、【C-1型】の平面型でc+dパターンの保育を行っている施設を対象とした実態調査を行う事で、家庭的保育施設の平面構成や保育室の状況と、児童および保育者の終日の活動から、【C-1型】の平面型でc+dパターンの保育を行う事の有効性に対する検証を行う。さらに諸室における家具・設備の利用状況との関係を明らかにし、質の高い保育運営を実施する上での家具・設備計画に関する知見を得る。

他方、家庭的保育施設は居宅の一部を開放して保育活動を行っており、十分な広さの園庭を持つ事が極めて困難で、施設周辺の公園や広場等の地域資源を利用して戸外活動を行っている事を鑑み、既報³⁾では、施設の立地に関わる都市環境のあり方を示す事を目的とした研究の第1段階として、家庭的保育施設が実施している戸外活動に着目し、その活動状況と施設周辺における地

* 居住空間デザイン学科准教授

地域資源利用の概況を、132 件の家庭的保育施設に対するアンケート調査により示した。結果、分析対象施設が立地している周辺環境の地域は、「密集住宅地」、「市街地」、「新興住宅地」、「開発完了住宅地」、「開発新興住宅地」、「工業地」の 6 つの地域特性タイプに分類でき、戸外活動は施設から 1200m の圏域内で行われている事が多い事が分かった。また、周辺地域が 1200m 圏域に保有している地域資源は、①「体力作りや自然に触れる」事のできる（以下「体」と示す）資源、②「人と触れあう、または集団体験ができる」（以下「人」と示す）資源、③「教養・文化・社会の事象を学ぶ」事の出来る（以下「教」と示す）資源の 3 種類の保育資源タイプに分けられる事が分かった。続いて第 2 段階の本報では、戸外活動の実態調査を行うことで、戸外活動における地域資源の利用実態、および施設の立地する地域の特性と地域資源利用の関係を明らかにする事を目的とする。

2. 調査方法

研究目的を達成するために次の 2 つの調査を行った。調査の概要を表 1 に示す。

(1) 施設内容調査

家庭的保育施設における平面構成や諸室における家具・設備の状況、児童と保育者の終日の活動については、ヒアリング調査および観察調査の結果を分析して把握した。保育運営の実施状況や建築・設備の概要については、既報¹⁾で示したアンケート調査で回収した調査票に基づき、施設長から聞き取りを行った。また、保育室とその他諸室における家具・設備の整備状況については、諸室内の家具や設備、備品を撮影・記録した野帳を元に、施設平面上にそれらの配置を再現し、分析の対象とした。

児童および保育者の終日の活動については、調査員が児童と保育者を一人ひとり追跡調査し、予め用意した施設平面に全ての行動とその行動が起きた場所を撮影・記録した。また、児童や保育者の行動に影響を与えないように観察調査を行った。これらの記録を元に、施設平面上に児童と保育者の活動軌跡を、利用者の動線および利用者の居場所として平面上に再現し、分析の対象とした。尚、調査対象は、前報の結果から抽出した、【C-1 型】で c+d パターンの保育室の使い方をしていた施設で、0 歳児のいる異年齢保育を行っている施設 3 件と、0 歳児のいない異年齢保育を行っている施設 3 件の計 6 件である。調査対象施設の 6 件中 5 件は、持ち家で、保育者が施設に居住している施設であるが、比較の為に 1 件を非居住の賃貸施設とした。

(2) 戸外活動調査

家庭的保育施設が行う戸外活動の実態調査を行うことで、戸外活動における地域資源の利用実態、および施設の立地する地域の特性と地域資源利用の関係を明らかにする事を目的とする。既報³⁾で示したアンケート調査に基づき、戸外活動ルートの種類とその実施条件、利用地域資源の利用内容、利用していない地域資源の理由等を施設長から聞き取りを行った。さらに、戸外活動の追跡観察調査を行い、移動の経路、各児童の行為内容とその発生場所、発生時刻を予め用意した施設周辺地図に記録・撮影した。また、周辺地域の物理的状況を把握するため、物理的環境に

表 1 調査概要

施設内容調査	家庭的保育施設における施設内容の実態把握
調査期間	2014 年 9 月中旬～2015 年 10 月下旬
調査対象	【C-1 型】平面型を持ち、c+d パターンの保育を行っている施設で、0 歳児のいる異年齢保育を行っている施設 3 件と 0 歳児のいない異年齢保育を行っている施設 3 件の計 6 件
調査方法	A. 施設長に対するヒアリング調査 B. 家具・設備の整備状況調査 C. 利用者の行動観察調査
主な調査項目	A. 施設長に対するヒアリング調査 1) 運営内容の詳細 B. 家具・設備の整備状況調査 1) 保育室および諸室における家具・設備の撮影、 2) 施設平面上の配置 C. 利用者の終日の行動観察調査 1) 利用者の行為と居場所および発生時刻、2) 利用者の動線
戸外活動調査	家庭的保育施設が実施する戸外活動の実態把握
調査期間	2014 年 9 月中旬～2016 年 2 月下旬
調査対象	多くの地域資源を利用して戸外活動を行っている施設 10 件
調査方法	A. 施設長に対するヒアリング調査 B. 追跡観察調査
主な調査項目	A. 施設長に対するヒアリング調査 1) 戸外活動の種類と実施条件、2) 利用地域資源の利用内容 3) 利用していない地域資源の理由 B. 追跡観察調査 1) 移動経路、2) 各児童の行為内容、3) 行為の発生場所・時刻、4) 周辺地域の物理的状況

変化が見られる毎に、屋外環境の写真撮影を行った。尚、調査対象は既報³⁾分析対象とした132件の家庭的保育施設で、施設周辺1200m圏内に、戸外活動に利用できる地域資源を多く保有し、かつそれらを戸外活動に利用している割合が高い施設を調査対象とし、「工業地」を除く5つの地域特性タイプに2件ずつ調査した。

3. 施設内容の実態

表2 調査対象施設の概要

(1) 調査対象施設の概要

調査対象施設の概要を表2に示す。施設の設置階については、調査対象施設の6件中5件が、1階に保育施設を設置しており、建物階数が3階の[BS]のみ2階に施設を設置している為、児童は1階の玄関から階段を上る必要がある。階段には両側に手すりが設置され、階段の上部には安全柵が取り付けられ、安全面での配慮は十分されているが、階段は住居用の急勾配な折れ階段で、児童の年齢によっては、這って上がる状況も見られた。家庭的保育施設で戸建て住宅を利用している場合、2階以上に保育施設を設置する事は、安全面からあまり好ましくないとと言える。尚、[BS]の1階には保育者の家族が営む会社の事務室が設置されていた。

0歳児の有無	施設名	所在地	所有状況	建物種類	建物階数	保育室設置階	居住状況	施設延べ面積(m ²)	調理内容	児童数(人)*1	児童の年齢構成(歳)*2	保育者数(人)	
												午前	午後
有	[MN]	東京都	持家	集住	6	1	居住	56.0	昼間食	5+(0)	0, 1, 1, 1, 1	2	2
	[YK]	神奈川県	持家	戸建	2	1	居住	61.0	間食	4+(1)	(0), 1, 2, 2, 3	3	2
	[BS]	東京都	持家	戸建	3	2	居住	40.2	なし	3+(0)	0, 1, 3	2	1
無	[HT]	東京都	持家	戸建	2	1	居住	52.3	間食	5+(0)	1, 2, 2, 2, 2	3	2
	[YN]	神奈川県	持家	戸建	2	1	居住	60.5	行事汁	3+(1)	(1), 1, 2, 3	3	3
	[KN]	東京都	借家	戸建	2	1	非居住	52.5	間食	4+(1)	1, 1, 1, 2, (2)	3	2

*1 ()内は調査当日の欠席者数を示す。 *2 ()内は調査当日の欠席者の年齢を示す。

(2) 各施設の平面型と室利用

各施設の平面構成を図1に示す。調査対象施設において、児童1人あたり3.3m²以上の園庭^{注1)}を持っていたのは、[MN]、[YK]の2件のみで、[MN]では保育室1^{注2)}(以下、N1)の南側に連続して大きなテラスが設置され、[YK]ではN1、保育室2^{注2)}(以下、N2)の南側に高木や草花が植えられた広い庭を配していた。他4施設でも庭やベランダが見られたが、何れも小規模なものであった。

保育施設空間と保育者家族のプライベート空間との関係を見ると、保育者が非居住の[KN]と集合住宅に施設を提供している[MN]以外の施設は、2階あるいは3階建ての戸建て住宅で、保育室と家族の専用室が階層で分離されている為、家族のプライベート空間はある程度確保されると言える。しかし、[MN]は、コーポラティブハウス方式で建てられた集合住宅で、もともと保育施設を設置する目的で、保育優先で計画されており、保育室と同一階に保育者家族の専用室があり、家族のプライバシーが十分確保されているとは言い難い。

次に、保育室の状況を表3に示す。調査対象施設における保育室面積は児童一人当たり平均5.14m²で、厚生省の設置基準である3.3m²/人を大



図1 各施設の平面図

幅に上回っている。また、保育室の保育時間外の使われ方を N1、N2 のそれぞれで見ると、まず N1 においては、保育者家族が居住している 5 件の施設のうち、1 件（[YK]）は N1 を保育専用としていたが、4 件が保育時間外に保育者家族のリビングルームとして使用

表 3 各施設における保育室の状況

居住状況	施設名	保育室面積 (㎡)				保育時間外の使われ方	
		N1	N2	計	/児童数	N1	N2
居住	[MN]	15.6	5.7	21.3	4.26(㎡/人)	保育者家族のリビングルーム	保育者夫婦の寝室
	[YK]	9.6	9.2	18.8	3.76(㎡/人)	なし(保育専用)	時々、保育者の寝室として使用
	[BS]	9.9	6.3	16.2	5.40(㎡/人)	保育者家族のリビングルーム	時々、保育者の長男が使用
	[HT]	20.4	8.3	28.7	5.74(㎡/人)	保育者家族のリビングルーム	なし(保育専用)
	[YN]	18.5	9.5	28.0	7.00(㎡/人)	保育者家族のリビングルーム	保育者夫婦の寝室
非居住	[KN]	7.3	16.2	23.5	4.70(㎡/人)	保育専用	保育専用

していた。この事より N1 は、保育時間外には保育者家族にとって重要な空間として使われていると言える。一方、N2 は保育時間外の利用はなされていないか、あるいは夜間に寝室として用いられるのみで、N1 に比べると、保育室としての専用性が高いと言える。

調理場（以下、K）と保育室の位置関係から見ると、調査対象施設中 4 件（[MN]、[BS]、[HT]、[KN]）は、K と N が空間的に繋がっているため、保育者が K に居る場合でも、N1 を見渡す事が出来るような位置関係にあった。一方、残りの 2 件（[YK]、[YN]）は、K が完全に独立した空間であるため、保育室を見渡す事が出来ない位置関係であったが、[YK]では、間食のみを児童に提供し、[YN]では、昼食時にみそ汁等の汁物、またクリスマス等の行事食のみを提供しており、両施設とも保育者が通常の保育中、調理場を長期間使用する事が無いため、保育に支障は出ていない状況ではあった。しかしながら今後、自園調理を行う^{注3)}場合は、調理場を一部改装し、調理をしながらも保育室を監視する事が出来るようにする等の工夫が必要であると考えられる。

(3) 室利用の状況

調査対象施設における、施設利用者の終日の動線を児童と保護者別に図 2 に示すとともに、利用者が N1 と N2 のどちらで、より動的な活動を行っていたかを比較したものを表 4 に示す。児童と保育者共に、N1 において N2 より頻繁に移動を伴う活動が行われていた（以下、N1>N2）施設は、[MN]、[BS]、[HT]の 3 件であった。これらの施設では、N1 ではジャンクルーム等の大きな遊具を用いた遊びや仮装ごっこ、ダンス等、動的な遊びが展開され、児童の動きに伴って、保育者も移動をしていたのに対し、N2 では、読書や人形遊び、玩具の携帯遊び等、静的な遊びが見られ、遊びの種類による保育室の使い分けが見られた。

次に、児童と保育者の両者において、両室を同程度に利用していた（以下、N1≒N2）施設は、[YK]と[KN]の 2 件であった。両施設とも、N1 と N2 を一体的に使って、段ボール箱に体当たりをして崩したり走り回ったり、部屋を広く使った動的な遊びが見られた。また、保育者もこれらの遊びを一緒にしたり、監視したりしていた。[YN]では、児童が N1 と N2 で同じような活動(N1≒N2)を行い、N1 では買い物ごっこやトランプ遊び、N2 ではままごと遊びや読書といった、静的な遊びが両室でなされ、移動が伴うような動的な遊びは殆ど見られず、また遊びの種類による室利用の区別も見られなかった。また、保育者の動線は N1 の方でより頻繁な移動が見られ(N1>N2)、N2 で児童が遊んでいる場合でも、保育者は殆ど移動せずに監視していた。尚、N2 における活動が N1 における活動より動的であった(N1<N2)状況が、本調査対象施設において見られなかったのは、本来、N2 が午睡を行うための保育室であるという設定によるものである。

次に、便所（以下 W）や浴室・洗面所（以下 B）への児童の動線を見てみると、[MN]、[BS]では、N1 および N2 の両室から W・B への動線が確認された。図 3 に、[MN]において、N1 および N2 から W への移動が確認された時間帯における、児童と保育者の居場所と動線を示す。特に N2 から W・B への動線は、午睡から目覚めた児童によるものであった。一方、[YK]、[HT]、[YN]、[KN]においては、児童による W・B への動線は、N1 からのみであった。[YK]、[HT]では、N2 の出入口に折り

畳みテーブルや収納ケース等が置かれており、出入口が塞がれていた為、調査当日は利用されていなかったが、施設長へのヒアリングにより、N2で眠っている児童を眠ったまま保護者へ渡す場合や、病児等をN2で隔離せざるを得なくなった場合に、N2の出入口を利用する事が確認された。[YN]、[KN]では、W・BがN1側に近い為、児童はN1を通過して、アクセスしていた。尚、[KN]においては、保育者においてのみ、N2から直接W・Bへ移動する動線が確認された。これは、掃除を行う際に見られた動線で、児童の遊びの邪魔にならないよう、N2から出入りしていた。

一方、Kへの児童の動線を見てみると、全く児童が出入りしなかったのは、[MN]、[YK]、[BS]、[KN]の4施設であり、これらのうち[MN]、[YK]、[KN]では、侵入防止の柵が設置され、これらが有効に働いている事が分かる。一方、児童のKへの出入りが見られた[HT]では、保育者におんぶや抱っこをされて一緒にいる様子や、児童がKにいる保育者へ抱っこをせがむ様子が確認された。また、[YN]における児童のKへの出入りは、Bへ行くのにKを通る必要があるためであった。

以上、終日における施設利用者の室利用の状況により、N1とN2での児童らによる遊びの種類による使い分けや、

N1とN2を一体的に使用するという、動的な遊びの使い方が明らかになった。また、N1およびN2の両室からW・Bへ独立した動線が見られたのは、6件中2件のみであったが、他の2件では非常時での利用が確認され、N1、N2にそれぞれW・Bへの独立動線が確保されている事は、実際の保育活動において有効である事が確認された。

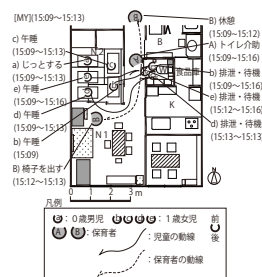


図3 N1、N2からWへの動線 ([MN])

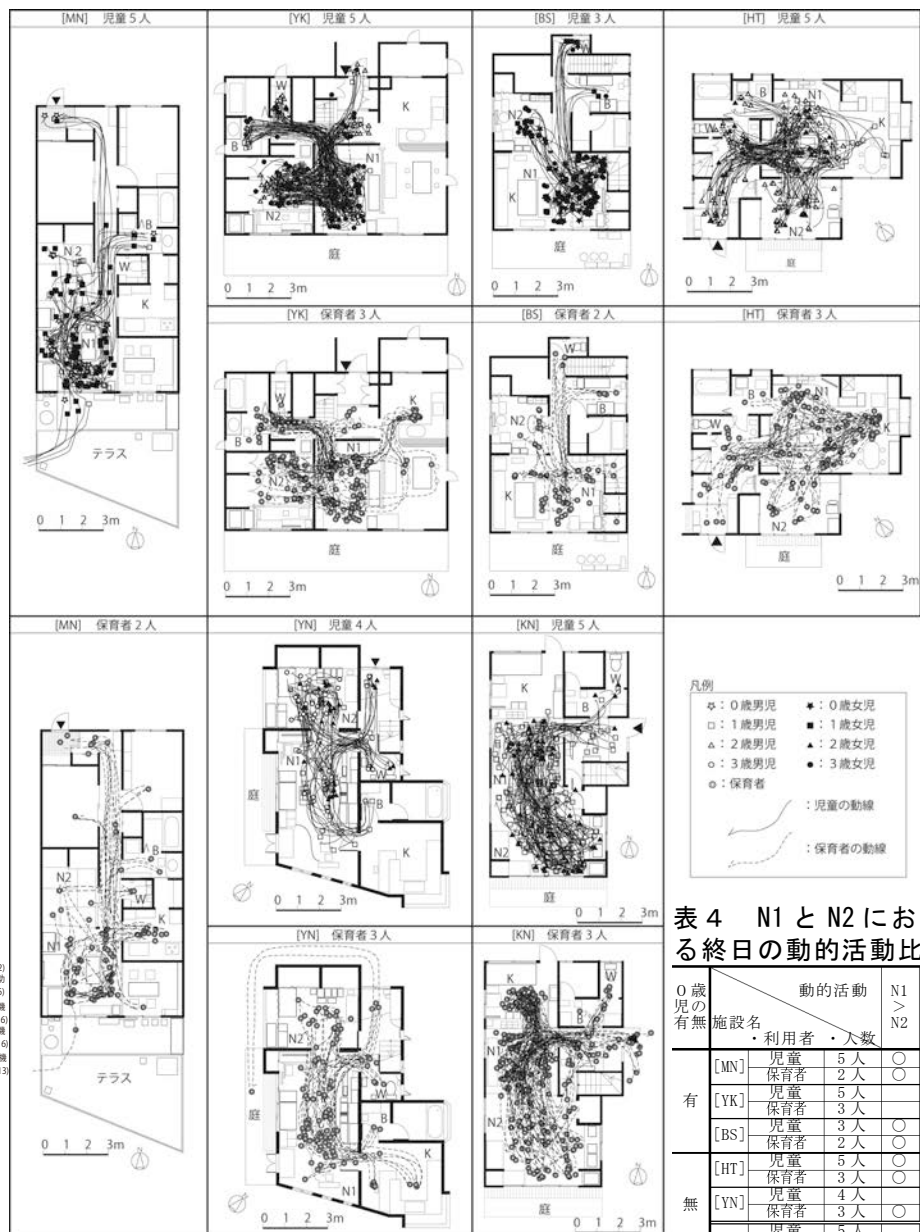


図2 利用者の終日動線

表4 N1とN2における終日の動的活動比較

0歳児の有無	施設名	動的活動		N1 > N2	N1 与 N2
		利用者	人数		
有	[MN]	児童	5人	○	
		保育者	2人	○	
	[YK]	児童	5人		○
無	[BS]	児童	3人	○	
		保育者	2人	○	
	[HT]	児童	5人	○	
無		保育者	3人	○	
	[YN]	児童	4人		○
		保育者	3人	○	
	[KN]	児童	5人		○
	保育者	3人		○	

(4) c+d パターンの使い方における各保育場面での利用者の居場所

図4に、保育者が保育施設に居住し、調査当日に0歳児を受託し、かつ自園調理を行っていた施設[MN]における利用者の終日の活動内容と、保育場面における児童および保育者の居場所と保育場面の様子(I)~(IV)を示す。尚、調査当日は、0歳児1名、1歳児4名の計5名が保育されていた。保育者数は施設長(保育者A)を含め2名で、両者とも調理師免許を持っており、うち1名(保育者B)は施設内の調理も担当していた。

(I) 同室での合同遊び: 児童が全員登園すると、N1で12:05から朝の挨拶が行われた。その後、10:20頃からN1で紙芝居が行われ、0歳児と1歳児の全児童が同じ遊びを行っていた(N1:P)。

0歳児のaはベビー用の椅子に座り、1歳児のb~eは長椅子に並んで座って紙芝居を観ていた。保育者Aが紙芝居を行い、保育者Bはaの側で見守っていた。

(II) 昼食から順次午睡へ: 12:12頃から、食事を終えた児童が順次、着替えと排泄を行い、N2へと移動して午睡に入った。食事を一番に終えたcがN2へ移動し、布団へ寝転がっているが、その他の児童は昼食をとっており、N1では食事をする行為(以下、E)、N2では午睡の行為(以下、S)と、2つの行為が各室で同時に行われていた。

(III) 睡眠から順次排泄へ: 15:00頃から児童らは午睡から目覚め始め、順次、排泄の為にWへ移動する姿が見られた。この時、児童らはN2の出入口から出て、Wへ向かっていた。この保育場面(III)では、早く目覚めたbがWで排泄を行い、他の児童はまだ布団の上で寝ているか、目覚めているものの布団でゴロゴロしているかで、N2ではSの行為が、Wでは排泄の行為が同時に行われていた。

(IV) 各室で個別遊び: 15:50に降園したbを除く4名の児童は、それぞれ別々に遊んでいた。a、cがN1で積木遊び、d、eがN2で玩具の携帯電話遊びをしており、N1とN2で異なる遊びをしている状況

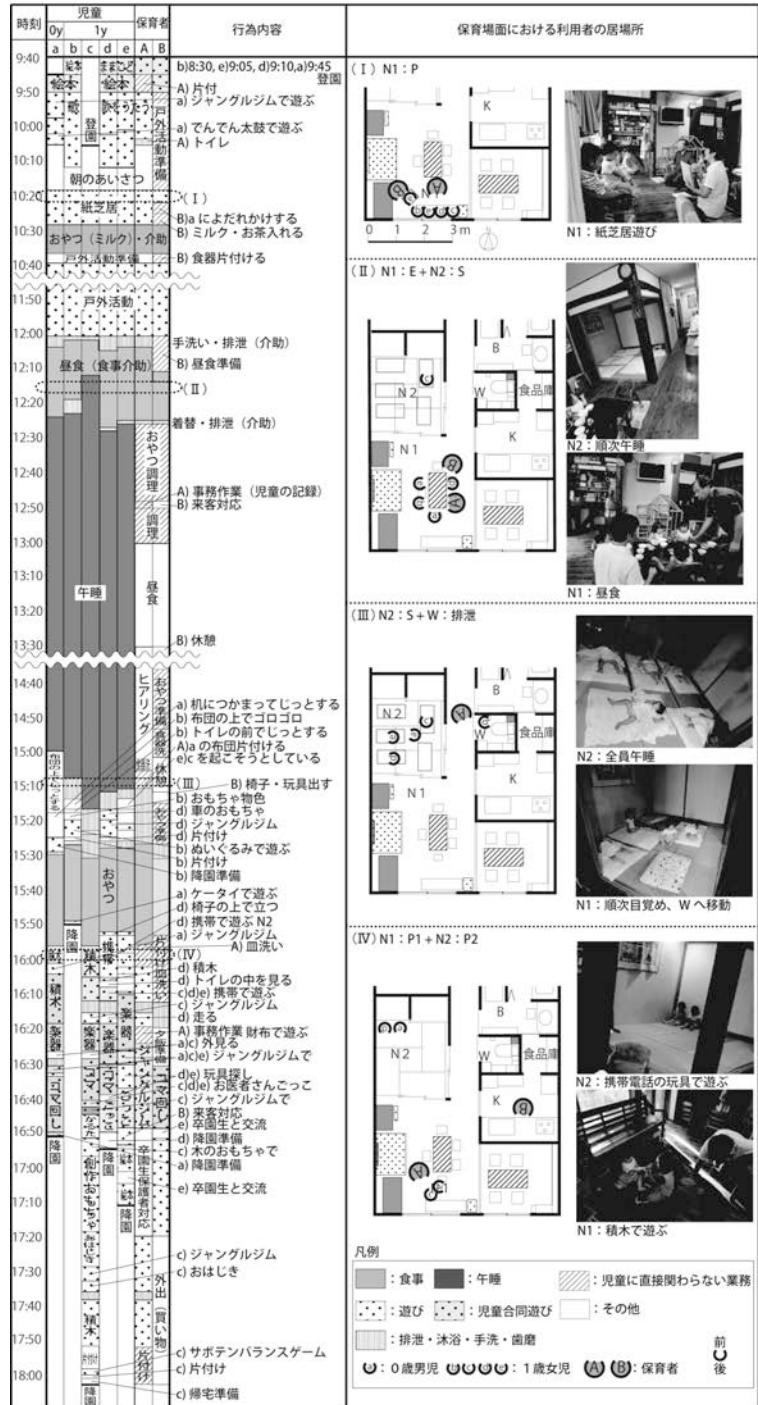


図4 各保育場面での利用者の居場所
([MN]における0歳児ありの事例)

が確認された。

以上より、合同の遊びが行われる保育場面（Ⅰ）と、N1にてEが行われると同時にN2でSが行われる保育場面（Ⅱ）、N2でSが行われると同時にWで排泄が行われる保育場面（Ⅲ）、N1とN2でそれぞれ異なる種類の遊びが展開される保育場面（Ⅳ）の4場面が確認され、0歳児を含む異年齢保育が行われる事の多い家庭的保育施設において、【C-1型】平面型を持つ施設においては、c+dパターンの保育が、スムーズに行われている事が観察調査より確認された。

4. 家具・設備の整備状況と保育内容の関係

対象施設における保育室の床仕上げ材料の一覧を表5に、諸室の家具・設備の整備状況を図5に示す。

尚、本調査では、0歳児を保育しているか否かで、家具や設備の整備状況に違いが見られるのではないかと考えていた為、0歳児を保育している施設としていない施設を調査対象に選定したが、本調査における全対象施設が0歳児をいつ委託されても対応できるような整備状況であった為、0歳児の受け入れの有無による整備状況の差はみられなかった。

(1) 保育室における床仕上げ材料

N1は、調査対象施設において、全てが洋室であったのに対し、N2では6件中3件と半数が和室であった。N1の床材は6件中3件がフローリング、他の3件はフローリングに一部ジョイントマット（〔YK〕②）やキルティングマット（〔HT〕②）、ホットカーペット（〔BS〕②）が敷かれていた。全調査対象施設の半数に、マットやカーペット等、フローリング表面の固さや冷たさを補う、柔らかい感触のマットやカーペットが敷かれていた事は、保育者が児童の肌が常に接する床に、柔らかさや温かみを与える素材を望んでいる事が窺える。一方、N2においては、畳が2件（〔MN〕、〔YN〕）、畳に一部カーペット敷きが1件（〔YK〕）、フローリングが1件（〔KN〕）、フローリングに絨毯を敷き詰めたものが1件（〔HT〕）、フローリングに絨毯を敷き詰め、更に一部ホットカーペットを敷いたものが1件（〔BS〕）と様々であった。フローリングは掃除がしやすく衛生的だが、表面が固く冷たい。一方、畳や絨毯敷きは足の感触の柔らかさや心地よさは得られるが、児童がおねしょ等をした場合、掃除が困難である。汚れた箇所だけを取り外す事の出来るジョイントマット等を床に敷く事で、掃除のしやすさとテクスチャの柔らかさの両方を兼ね備える事が出来ると思われる。

(2) 保育室における家具・設備の整備状況

保育運営に必要な玩具や家具・設備等の備品がN1、N2のどちらの保育室に整備されているかを見てみると、様々な備品がN1とN2の両保育室に分散して整備されていた施設は、6件中5件（〔YK〕、〔BS〕、〔YN〕、〔HT〕、〔KN〕）と大半であった。一方、残りの1件（〔MN〕）では、N1に殆どの備品が整備されていた。これらの施設では、2室とも保育施設としての設えがされていた。これは、保育者が特に玩具を子どもの遊ぶ場所に収納したい、また収納すべきであると考えている為と推測できる。しかし、〔KN〕のように非居住の場合を除いて、2室ともに保育施設の設えを行うと、保育時間外に家族が利用する場合、家族が自分たちの居場所としての安らぎを十分に感じる事が難しくなると思われる。従って、特にN1は保育時間外において保育者家族のリビングルームとして利用される事が殆どである事から、保育に関わる備品はなるべくN2に整備し、N1には保育運営に関わる備品を極力設置しないようにする事で、N1が家族団らんの空間としてふさわしい設えとなり、保育者家族の精神的な負担を軽減する事になると考えられる。尚、備品の持ち出しに関し

表5 保育室の床仕上げ材料

施設名	床仕上げ材料	
	N1	N2
〔MN〕	フローリング	畳
〔YK〕	フローリングに一部 ジョイントマット敷き	畳に一部カーペット敷き
〔BS〕	フローリングに一部 ホットカーペット敷き	フローリングに絨毯敷き詰め、 一部ホットカーペット敷き
〔HT〕	フローリングに一部 キルティングマット敷き	フローリングに絨毯敷き詰め
〔YN〕	フローリング	畳
〔KN〕	フローリング	フローリング

注) 壁仕上げ材料は、全施設においてビニルクロスであった。

ては、N1 と N2 が連続している為、観察調査時においても持ち出す際に面倒な様子は見られなかった。また、N2 には[BS]を除いて、殆どの施設で押し入れ等の大きな収納スペースが確保されており、不足の場合でも収納棚等を一つ補充する事で、保育に関わる備品を十分収納できると考え

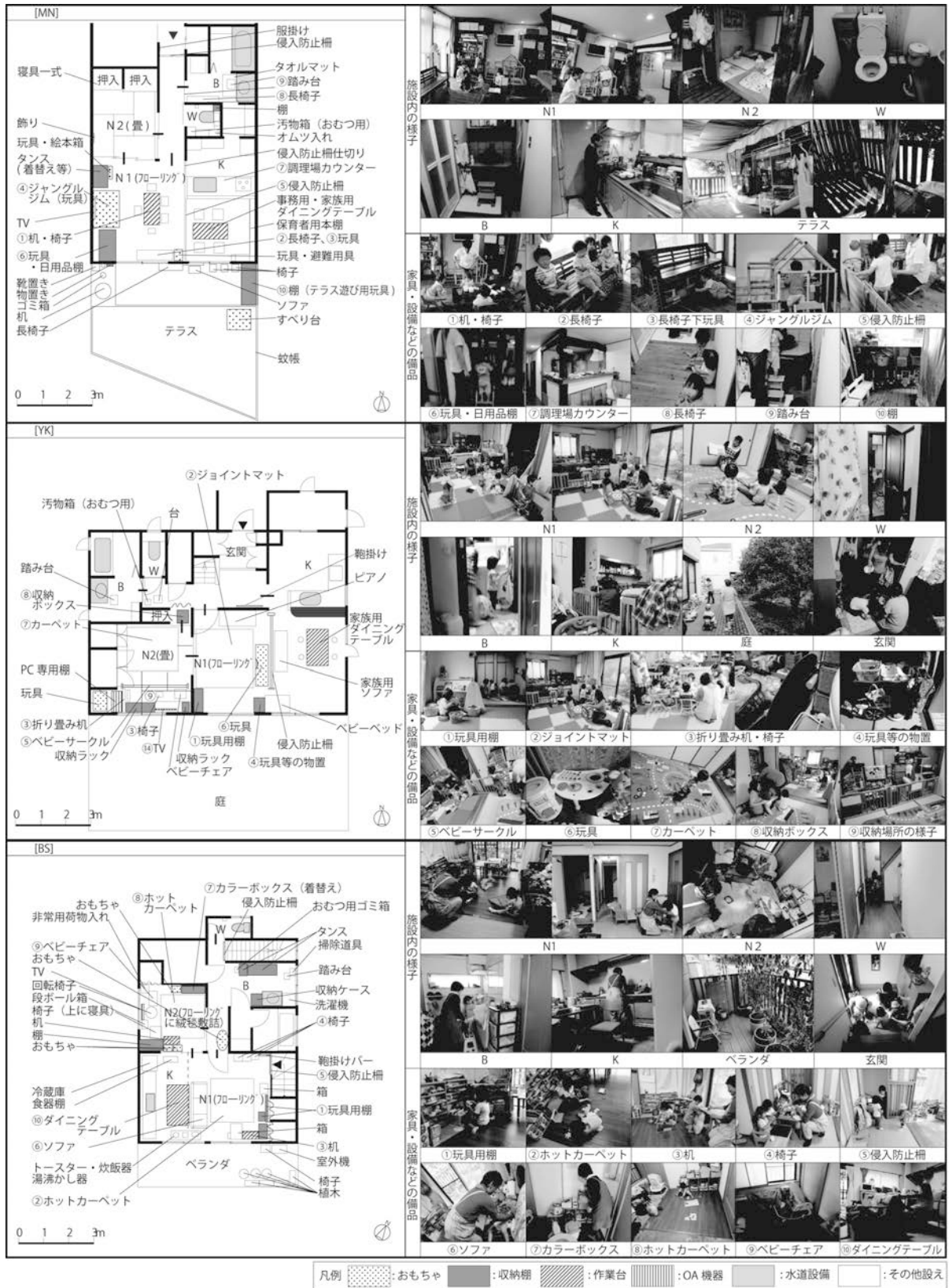


図5 諸室における家具・設備の整備状況

られる。食事の際のテーブルを、N1に備え付けで整備していた施設は[MN]のみで、その他の施設では折り畳みのテーブルが用いられ、必要な時にだけ取り出されていた。椅子も同様に、廊下や他室に収納されていたものを、保育者や児童が移動させ使用していた。

また、全調査対象施設において、玩具の収納場所や収納棚を工夫する事で、児童の自発的な遊びを生み出していた。特に[MN]では、児童の年齢に応じた高さの棚(⑥玩具・日用品棚)に年齢



に応じた玩具を設置する事で、児童が各々の年齢に合わせた遊びを自発的に選択できるようになっていた。また、[KN]では、絵本の表紙が見えるように収納できる本棚（㊦本棚）が設置され、児童が頻繁に絵本を手にとって一人で読む（眺める）様子が見られた。

他方、6件中2件([YK]、[YN])において、玩具等の備品の収納場所が整理されておらず、保育スペースを圧迫している状況が見られた。これらの施設は共通して、保育運営に必要な備品数が他の施設より多い事、さらにそれらと保育者家族の備品とが入り交じって収納されており、整理がされていないこと等が原因と思われる。これらの施設のように、備品の設置場所が保育面積を圧迫する恐れがある場合も考えられ、家庭的保育施設における保育室面積は、これまで通りの児童一人当たり 3.3 m²/人（受託児童3人までは9.9 m²以上）では十分でない施設もあると推測できる。また、保育室面積に関しては、132件のアンケート調査の結果で、現在の最低基準である 3.3 m²/人について「十分である」と全調査対象施設の 37.1%（49/132）が回答したのに対し、全体の 50.8%（67/132）と半数以上が「狭いと考える」と回答した。その中には、「活発に動く2歳児を保育している場合等、児童の年齢によっては狭いと考える」といった意見が見られた。また「家具やモノの配置によっては狭いと考える」といった意見も散見され、本報における観察調査においても、家具やモノにより保育スペースが圧迫されているケースが確認された。それ以外の回答として、「広ければ広い程よいが、家庭的保育施設ではそれが限界である」、また「都会ではこれ以上の面積を提供するのは難しい」等の意見も見られた。実際には定行らが提唱する 4.11 m²/人^{注8)}のように、最低基準を引き上げる事が望ましいと考えるが、一方で居宅を開放している家庭的保育施設では実現が難しいとも考えられる。そこで、現状の 3.3 m²/人を保育空間として最低限確保する為に、今後はこれらの備品の設置スペースを除いて算出する事も検討すべきと思われる。

(3) その他諸室における家具・設備の整備状況

W・Bについて：調査対象施設において、Wに幼児専用便器を設置している施設は見当たらず、幼児用補助便座を用いている施設が[MN]、[YK]、[BS]の3件、成人用便器をそのまま用いている施設が[HT]、[YN]の2件、おまるを用いている施設が[KN]の1件であった。また、W・Bは児童が勝手に入室すると危険である為、[MN]では、保育者が部屋の外側で鍵が掛けられるような工夫が見られた。

Kについて：調査対象施設において、児童の侵入防止柵を設置していた施設は、[MK]、[YK]、[KN]の3件、扉で区画されている為、児童の入室の恐れがない施設は[YN]であった。その他の2件については、入室防止の策がとられていなかった。

玄関周りについて：玄関は戸外活動の準備を行う空間であり、戸外活動の際に利用するベビーカーや散歩カーを玄関周りに設置している施設が4件（[MN]、[KN]、[YK]、[HT]）と多く見られた。また、玄関は児童の受け入れや保護者への引き渡しを行う空間でもあり、その日の保育活動予定等を記して、掲示している施設が4件（[MN]、[KN]、[HT]、[YN]）に見られた。保護者や近隣住民へ保育内容の情報を開示する事は重要な保育活動の一つであると言える。

5. 家庭的保育施設における建築および家具・設備計画のあり方

以上の結果を踏まえ、質の高い保育運営を実施する為に必要となる建築および家具・設備の具体的な整備要件を検討した結果、保育室における建築および家具・設備計画のあり方については、N1は食事と遊びを行う空間であると同時に、保育時間外には保育者家族のリビングとして利用される事から、N1には保育運営に関わる備品はなるべく整備しないようにし、保育用備品はN2に設置し、児童がN1で玩具等を用いて遊ぶ際は、N2から持ち出すようにする事が望ましいと考え

た。また、N1は食事の空間である事から、折りたたみ式のテーブルを広げた際に、保育者が十分に介助できる空間を確保しておく必要がある。さらに、保育者が連絡帳記載等の事務仕事をする作業空間を確保する必要がある。床材は、食事の際に汚れる事が多い為、掃除がしやすく、かつテクスチャが柔らかい、ジョイントマット等を敷く事が望ましい。

N2は、保育時間外に保育者家族の一時的な利用が考えられるが、ほぼ保育の専用室として利用できる為、保育運営に関わる殆どの備品をN2に整備する事が望まれる。また、これらを十分に収納できるスペースの確保が重要である。特に玩具は、収納場所が確保されていないと、無造作に床へ置かれるようになる為、保育スペースが十分確保されなくなる。さらに、玩具の収納家具は、児童の年齢に応じた玩具が、児童の成長に応じて手の届く高さに設定する事が望ましく、児童の自発的な遊びに繋がる。特に絵本棚は、最も低い位置に設置し、表紙が見える状態で収納できるものを選択する事で、児童が選びやすく、取り出しやすくなる。一方、保育児童の年齢構成から、使用しないと思われる玩具を収納する場所を確保する事も一方で重要である。また、食事の際に利用する、折りたたみ式のテーブルや幼児用の椅子を収納するスペースを確保しておく必要がある。床材は、睡眠時におねしょ等で汚れてしまう事がある為、ジョイントマット等を用い、汚れた部分だけを水洗い、あるいは取り替える等して、清潔に保つ必要がある。

その他諸室における建築および家具・設備計画のあり方については、W・Bは児童と保育者の両者が利用する空間であるが、溺水事故防止の為、児童が勝手に入室しないよう、鍵を児童の手の届かない高い位置に、部屋の内外から施錠できるように両側に取り付けるか、扉が無い場合は侵入防止柵を設ける必要がある。Kも火を扱う危険な場所である為、同様に児童の手が届かない位置で、部屋の内外に鍵を取り付ける、あるいは侵入防止柵を設置する等の対策が必要である。又自園調理が困難な場合でも、外部搬入された給食を保存する為の保育専用の冷蔵庫や専用の電子レンジ等を設置するスペースを確保する必要があると共に、保育専用の食器棚を設ける事も重要である。更に自園調理を行う際には、壁や天井の仕上げを不燃材料とする必要がある。また、玄関周りには、ベビーカーや散歩カー等の設置スペースを確保する必要がある。尚、諸室ごとに建築および家具・設備計画のあり方の各項目について整理し、一覧にして示したものが表6である。

6. 施設内調査結果

以上、ヒアリング調査と観察調査の結果より、家庭的保育施設の今後のあり方を検討する上で、最も理想的であるとした【C-1型】平面型でc+dパターンの保育室の使い方の事例における保育室の状況と児童と保育者の終日の活動との関係进行分析・考察し、保育室が2つあり、それぞれが出入り口を持ちながらも連続しており、W・B・Kへの動線もそれぞれ確保されている【C-1型】の平面型を持ち、1室で食事と遊びを行い、もう1室で睡眠と遊びを行うc+dパターンの使い方は、効率的な保育運営を可能にしている事が確認された。又、諸室における家具・設備の整備と利用の状況について考察した結果を踏まえ、家庭的保育施設における諸室の建築および家具・設備計画のあり方を提案した。(1)食事と遊びを行う保育室1が、保育時間外は保育者家族のリビングとして兼用される場合が多いのに対し、睡眠と遊びを行う保育室2は保育室としての専用性が高い事が明らかになった事を踏まえ、保育運営に関わる備品はなるべく保育室2に整備し、保育室1は保育施設としての設えを控える事で、保育者家族がリビングで寛ぎやすくなり、居宅を開放する精神的負担を軽減できる。(2)玩具収納家具は、児童の年齢に応じた玩具が、児童の成長に応じて手の届く高さに設定する。(3)保育室の床材は、柔らかさや温かみを与える素材が望ましいが、おねしょ等で汚れてしまう事がある為、ジョイントマット等を用い、汚れた部分だけを水洗いし

たり交換したりする事で、清潔に保つ。(4)便所や洗面所は、溺水事故防止の為に、児童が勝手に入室しないよう、鍵を児童の手の届かない高い位置に、部屋の内外から施錠できるように両側に取り付けるか、扉が無い場合は侵入防止柵を設ける必要がある。

表6 諸室における建築および家具・設備計画のあり方

室名	保育活動内容	保育空間に求められる性質	確保すべきスペース	家具・収納 *1, *2	備品	注意点	仕上げ材料
N1 (保育室1…保育)	食事	・保育時間外は家族のいるリビングルームとして使用する ・保育者が多いため、保育時間外に保育者が家族の用を兼ねる場合、保育者同士で児童の目を触れないよう、保育者家族と保育者家族の間を仕切るようにする。 ・午睡時に事務作業が行われる事を想定し、頻繁に児童の様子が確認できる位置とする。	・食事用テーブル周りの食事介助スペース ・児童の遊びスペース		温湿度計 時計 CDデッキ ティッシュ ゴミ箱	・保育者家族用にはソファがある場合、壁際に設置する可動式にする。 ・保育者家族用にはソファがある場合、壁際に設置する可動式にする。	床材は、食事の際に拭き取れるようにする。 ・汚れても拭きやすい素材を使用する。 ・汚れが落ちやすいように、柔らかい、メンテナンス性の高い素材を使用する。
	遊び	・児童にとって温かな親しみとくつろぎの場となると共に、生き生きと活動できる場とする。 ・児童が自発的な遊びを誘発するような空間とする。 ・児童の静的な遊びと動的な遊びの両方が出来るような空間とする。	・児童の遊びスペース ・玩具等の保育備品の大半を収納できるスペース ・大型玩具を収納できるスペース ・幼児用テーブル(折り畳み)とイスの収納スペース ・ベビーサークル設置スペース ・児童の年齢構成等で使用しないと思われる玩具の収納スペース	玩具の収納棚 絵本棚	バスルや積木、ブロック等の玩具 お絵描き、制作道具 楽器 絵本 室内用ジャングルジム ・乗り物・ままごと用ミニキッチン ベビーサークル (1.5㎡程度)	・玩具の収納棚は、児童が成長に応じて玩具を自ら取り出すことができるように、児童の年齢に応じた高さの棚に、年齢に応じた玩具を設置する。 ・絵本棚は、児童の年齢に関係なく、最も低い位置に置き、児童が選びやすく、取り出しやすいように、表紙が見える状態で収納できるものとする。 ・児童の動的遊びを誘発する玩具の収納空間を確保する。 ・静的で集中力が求められる遊びには、落ち着いて作業の出来る、テーブルやイスが求められる。 ・幼児用テーブルは食事の際、N1へ移動させる。 ・ベビーサークルが不要な場合は、他室に収納してもよい。 ・児童の年齢に合わない玩具は、他室に収納してもよい。	床材は、おねしょや尿などで汚れても拭き取りやすい素材を使用する。 ・柔らかい、メンテナンス性の高い素材を使用する。
N2 (保育室2…保育外に専用室または家族の一時的使用)	就寝	・主に保育専用室として用いるため、保育の備品の大半を設置する。 ・就寝時はN1との間仕切りを閉め、静寂な空間を作るようにする。	・布団を5名分敷くことができるスペース (7㎡以上必要、(1.4㎡×5人))*3	押し入れ 寝具収納棚	寝具 ベビーベッド 遮光カーテン 温湿度計	・ベビーベッドは、監視のしやすさからN1に移動する場合は、N2に収納することを目指す。 ・他室に収納することを目指す。	床材は、おねしょや尿などで汚れても拭き取りやすい素材を使用する。 ・柔らかい、メンテナンス性の高い素材を使用する。
	遊び	・児童にとって温かな親しみとくつろぎの場となると共に、生き生きと活動できる場とする。 ・児童が自発的な遊びを誘発するような空間とする。 ・児童の静的な遊びと動的な遊びの両方が出来るような空間とする。	・児童の遊びスペース ・玩具等の保育備品の大半を収納できるスペース ・大型玩具を収納できるスペース ・幼児用テーブル(折り畳み)とイスの収納スペース ・ベビーサークル設置スペース ・児童の年齢構成等で使用しないと思われる玩具の収納スペース	玩具の収納棚 絵本棚 幼児用テーブル(折り畳み)・児童用イス	バスルや積木、ブロック等の玩具 お絵描き、制作道具 楽器 絵本 室内用ジャングルジム ・乗り物・ままごと用ミニキッチン ベビーサークル (1.5㎡程度)	・玩具の収納棚は、児童が成長に応じて玩具を自ら取り出すことができるように、児童の年齢に応じた高さの棚に、年齢に応じた玩具を設置する。 ・絵本棚は、児童の年齢に関係なく、最も低い位置に置き、児童が選びやすく、取り出しやすいように、表紙が見える状態で収納できるものとする。 ・児童の動的遊びを誘発する玩具の収納空間を確保する。 ・静的で集中力が求められる遊びには、落ち着いて作業の出来る、テーブルやイスが求められる。 ・幼児用テーブルは食事の際、N1へ移動させる。 ・ベビーサークルが不要な場合は、他室に収納してもよい。 ・児童の年齢に合わない玩具は、他室に収納してもよい。	床材は、おねしょや尿などで汚れても拭き取りやすい素材を使用する。 ・柔らかい、メンテナンス性の高い素材を使用する。
	着替え	・着替えは、W・Bに近い出入口付近で出来るようにする。		着替え収納棚	児童の持ち物(着替え・おむつ、おむつ替え用シート、おしり拭きシート等)	・着替え等は、児童ごとに収納できるようにする。	
浴室(洗面所・W)	排泄	・特に衛生的な空間とする。 ・児童の勝手な入室を防ぐ。	・幼児用補助便座の設置スペース ・汚物箱(おむつ用ゴミ箱)の設置スペース	侵入防止柵(高さ10cm以上、格子間隔11cm以下)	外鍵 幼児用補助便座、おまる、汚物箱、おしり拭きシート	・鍵を児童の手の届かない高い位置に、部屋の内外から施錠できるように両側に取り付ける。扉がない場合は、侵入防止柵等を設置する。 ・タオル等は児童毎に専用のものを使用するため、それらが掛けられるハンガーを人数分用意する。	床材は、尿などで汚れても拭き取りやすい素材を使用する。 ・清潔に保てるように、ビニール系の床材かフローリングとする。
	洗面		・幼児用踏み台の設置スペース	洗面用具整理棚	タオルハンガー、歯ブラシ、コップ、石けん 幼児用踏み台		
K (調理場)	調理	・特に衛生的な空間とする。 ・児童の勝手な入室を防ぐ。	・保育専用の冷蔵庫および電子レンジ、食器棚を設置するスペース ・調理員専用手洗い設備の設置スペース	調理員専用手洗い設備 侵入防止柵(高さ110cm以上、格子間隔11cm以下)	専用冷蔵庫、専用電子レンジ、専用食器棚 電気ケトル、消火器	・調理設備(シンク・調理台・コンロ)は、保育者家族用として兼用する場合、消毒等を徹底し、常に衛生を保つ。 ・自園調理の場合には、児童の手洗い設備とは別に、調理員専用の手洗い設備を設置する。 ・鍵を児童の手の届かない高い位置に、部屋の内外から施錠できるように両側に取り付ける。扉がない場合は、侵入防止柵等を設置する。	壁、天井の仕上げは不燃材料とする。
	受け入れ・引き渡し	・玄関前に階段がある場合は、ベビーカー等の乗り入れが簡単になるようスロープを設置する。 ・保育者らが保育に関する情報を得やすいよう、掲示板を設置する。 ・児童の勝手な入室を防ぐ。	・ベビーカーの設置スペース ・情報提供用資料の設置スペース ・外遊び用の遊具や玩具が収納できるスペース ・非常用防災袋の設置スペース	侵入防止柵(高さ110cm以上、格子間隔11cm以下) 外遊び遊具収納棚	ベビーカー、散歩カー 靴箱 掲示板、災害時連絡用ボード等 外遊び用遊具・玩具 三輪車・四輪車	・非常用防災袋は、非常時にすぐ持ち出せるようにしておく。	ベビーカー等での移動を考慮し、コンクリートやタイル等のベビーリング素材とする。
その他		・門扉には家庭的保育施設であることを地域に示す看板を設置する。	・清掃用具の収納スペース	清掃用具収納庫	清掃用具		

*1 保育時の地震等災害発生に備え、全ての収納家具には固定金具や突張り棒等で固定し、転倒しないようにする。 *2 児童の怪我等の事故を避けるため、鋭い角を持つ家具は避ける、あるいは角に保護材を取り付ける。 *3 面積基準に関する既往研究(6)において、午睡の単位空間は幼児等1人あたり約1.40㎡が推奨されている。

7. 戸外活動の実態

(1) 調査対象施設の概要

戸外活動の調査対象施設の概要を表7に示す。第1次調査で分析対象とした132件の家庭的保育施設で、施設周辺1,200m圏内に、「体」、「人」、「教」の3つの保育資源タイプのうち、全てのタイプの資源を周辺地域に保有し、かつ2タイプ以上の保育資源タイプの地域資源において、利用地域資源割合が25%以上の施設を利用地域資源が多い施設と考え、5つの地域特性タイプにおいて2件ずつを調査対象とした。

表7 調査対象施設の概要

施設名	[BS]	[NO]	[00]	[OP]	[YN]	[MN]	[MO]	[NZ]	[HT]	[NM]
所在地	東京都	兵庫県	滋賀県	滋賀県	神奈川県	東京都	滋賀県	神奈川県	東京都	神奈川県
地域タイプ	密集住宅地	密集住宅地	市街地	市街地	新興住宅地	新興住宅地	開発完了住宅地	開発完了住宅地	開発新興住宅地	開発新興住宅地
戸外活動圏域(m)	1,040	784	1,360	1,296	1,280	1,280	640	928	1,584	1,232
地域資源利用率*	「体」 8/19 (42.1)	「体」 8/18 (44.4)	「体」 13/27 (48.1)	「体」 8/29 (27.5)	「体」 5/17 (29.4)	「体」 8/13 (61.5)	「体」 9/20 (45.0)	「体」 7/17 (41.1)	「体」 11/11 (100.0)	「体」 6/31 (19.3)
	「人」 3/4 (75.0)	「人」 2/2 (100.0)	「人」 0/8 (0.0)	「人」 4/9 (44.4)	「人」 2/3 (66.6)	「人」 2/2 (100.0)	「人」 0/5 (0.0)	「人」 5/6 (83.3)	「人」 3/7 (42.8)	「人」 1/4 (25.0)
	「教」 4/12 (33.3)	「教」 2/6 (33.3)	「教」 3/6 (50.0)	「教」 11/15 (73.3)	「教」 2/4 (50.0)	「教」 2/3 (66.7)	「教」 6/9 (66.6)	「教」 0/5 (0.0)	「教」 4/6 (66.6)	「教」 1/7 (14.2)

* 数値は、施設周辺半径1,200m圏内における、利用地域資源数/保有地域資源数を示す。また、()内の数値は、その値を百分率で示したものである。

(2) 戸外活動タイプ別戸外活動内容

家庭的保育施設が行っている戸外活動は、保育資源タイプの組み合わせから、表8に示すA~Gの7種類のタイプが考えられた。図6にEタイプの戸外活動内容における児童の行為の例を示す。また、戸外活動において、施設を出発し、利用する地域資源を目的地、あるいは立ち寄り先とした一連の戸外活動経路を戸外活動のルートとし、ヒアリング調査から得た各施設の戸外活動の各ルートの内容について、戸外活動タイプ別に整理分類したものを図7^{注4)}に示す。本調査対象施設

表8 戸外活動タイプ

保育資源タイプ 戸外活動タイプ	「体」	「人」	「教」
Aタイプ	●		
Bタイプ		●	
Cタイプ			●
Dタイプ	●	●	
Eタイプ	●		●
Fタイプ		●	●
Gタイプ	●	●	●

において、それぞれの施設が行っている戸外活動は、平均12.9ルートあり、最も少ない施設[NZ]で8ルート、最も多い施設[OP]で21ルート準備していたが、地域特性によるルート数の差は見られなかった。一方、戸外活動タイプを見てみると、全調査対象施設において公園や神社、遊歩道等の「体」資源を利用したAタイプの戸外活動が最も多く、全体の49.6%であった。次に多く見られたのは、鉄道駅や電車が見える陸橋、図書館や商店等の「教」資源を利用したCタイプで、全体の17.8%であった。次に多かったのは、「体」資源と「教」資源を組み合わせたEタイプ(14.7%)で、他の保育所や市民センターといった「人」資源を利用したBタイプは、全体の13.2%であった。施設別に見てみると、ほとんどの施設が、戸外活動ルートに「体」、「人」、「教」の3つの保育資源タイプを利用していたが、「人」資源を利用した活動が全くない施設が2件([00]、[MO])、「教」資源を利用したルートのない施設が1件([NZ])見られた。いずれも地域特性による差ではないと考えられた。また、実施頻度から見ると、施設間で大きな差が見られ、「体」、「人」、「教」資源の全てを利用した戸外活動ルートを、1/週~1/月単位で行っている施設([NO]、[OP]、[YN]、[HT])がある一方、「人」資源を利用した戸外活動に関しては、年に数回程度と積極的に利用していない施設([BS]、[MN]、[NM])も見られた。「人」資源を積極的に利用する事の重要性は、保育者も認識しているが、実際の利用には地域の特性とは別の課題があると思われる。



左右確認



金木犀を見つける



坂を走る



海を見る

図6 戸外活動ルートの一例(施設[NO]、戸外活動タイプE)

8. 地域特性と利用地域資源

戸外活動の調査対象施設の周辺地域が保有している地域資源と戸外活動に利用されている地域資源を図8に示す。まず、利用されている地域資源の圏域の大きさを見てみると、「密集住宅地」、「市街地」、「開発完了住宅地」は、利用地域資源の範囲が狭い傾向が見られた。これらの地域は

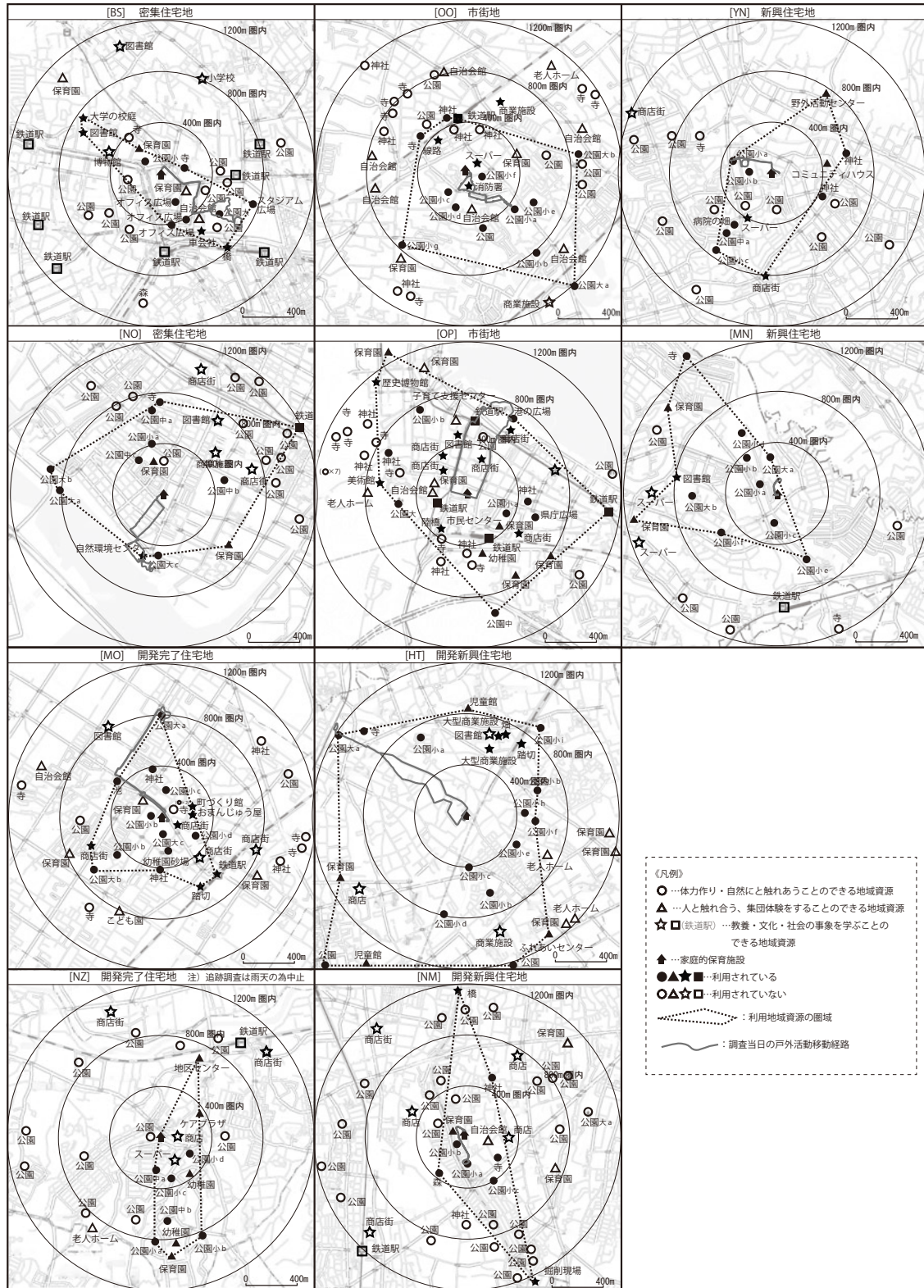


図8 保有地域資源と利用地域資源

幹線道路や鉄道が多く整備されており、保育者は児童を連れて車の通行量が多い道路や線路を渡る事を避けていた。しかし、「体」、「人」、「教」3種類の保育資源タイプ全てが密集して数多く存在するため、800m程度の狭い圏域でも十分に活用できていた。一方、「新興住宅地」では、保有している地域資源数が少ないものの、比較的狭い範囲で多種の地域資源が設置されているため、利用圏域も狭くなっていた。これらに対して、「開発新興住宅地」では、地域資源が拡散しているため、利用資源圏域が広がっていた。

9. 利用されていない地域資源

施設長へのヒアリング調査から得た、施設周辺 1,200m 圏域内に地域資源を保有しているにもかかわらず、利用されていない主な理由を整理したものを表9に示す。

「体」資源において、利用されていない理由は、〈アクセス〉〈環境〉〈苦情〉〈利用手続〉〈不必要〉に関する事項が挙げられた。〈アクセス〉については、前述の幹線道路や線路を渡る際の危険性に加え、近距離でも経路に急勾配の坂道が存在する為に上り下りが大変である等、地図上では現れてこない理由が挙げられた。〈環境〉に関する理由は、公園に対して挙げられたもので、駅前にある公園は、喫煙者が多く利用している場合があり、児童の利用に不向きな環境であるといったケースも見られた。また、住宅に囲まれた小規模公園では、近隣住民から騒がしい等の苦情が出る場合もあり、実際には利用が出来ない状況も見られた。〈利用手続〉については、神社や寺に関して、鍵がかかっており自由に入る事ができない、利用の許可をもらえないと思う、等の理由が挙げられた。

「人」資源においては、〈連携性〉〈非認知〉〈保育者の方針〉〈利用手続〉に関する事項が理由として挙げられた。〈連携性〉については、保育施設や老人福祉施設について挙げられ、近隣の保育所であっても面識が無い事や、連携保育所については、以前利用した際に迷惑がられた等、連携の不十分さが理由として挙げられた。老人福祉施設においては、コネクションが無い、訪問の事前準備が大変である等が見られた一方、存在を知らなかった、利用を考えない、等の理由も見られた。〈利用手続〉に関しては、自治会館や市民センター等の地域サービス施設について、鍵が閉まっている、予約の必要がある、等の理由が見られた。

「教」資源においては、〈トラブル〉〈保育者の方針〉〈不適合〉〈アクセス〉〈環境〉に関する事項が理由として挙げられた。〈トラブル〉に関しては、図書館について多く挙げられ、他の利用者へ迷惑がかかるので行かない、等といった理由であった。一方、〈保育者の方針〉として、図書館を利用する必要性を感じない等の消極的理由も挙げられた。〈不適合〉に関する理由は、博物館や美術館等に対して見られ、対象が受託児童の年齢と合わない等であった。〈アクセス〉に関しては、買い物体験等で利用される事の多い商業施設に関して見られ、坂道や人混み等が理由として挙げ

表9 保有地域資源の非利用理由

保育資源タイプ	地域資源	主な非利用理由	
「体力作りや自然に触れる」事のできる資源	公園	アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 線路を渡らなければ行けないので、遠く感じる。 大きな道渡る必要があるので危険。 行くまでの道が狭く、歩道がないため危ない。 坂が多く、起伏が激しい。
		環境	<ul style="list-style-type: none"> 駅前にある為、喫煙者が多く、空気が汚れている。 蚊等の虫が多い。
		苦情	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民から騒がしいと苦情があった。 今利用している公園だけで遊具等が十分足りている。
	神社・寺	環境	<ul style="list-style-type: none"> 小さすぎる。
		利用手続	<ul style="list-style-type: none"> 鍵がかかっており自由に入る事ができない。 利用許可をもらえないと思う。
「人と触れあふれあふれる」事のできる資源	保育施設	不必要	<ul style="list-style-type: none"> 近くに沢山あるので行く必要がない。
		連携性	<ul style="list-style-type: none"> 近くの保育所は、面識がないので行けない。 他の保育園は、連携保育園がある為利用しない。 連携保育所であっても、迷惑がられるので行かない。
		連携性	<ul style="list-style-type: none"> 2歳以上の子どもが集まったら積極的にいきたいが、児童の体調が万全でない、老人に風邪を移しかねない。 訪問の為の事前の準備が大変で、手が回らない。 コネクションがない。
	地域サービス施設	非認知	<ul style="list-style-type: none"> 距離的には近くとも、他市にあるため、存在すら知らなかった。
		保育者方針	<ul style="list-style-type: none"> 行くこと考えた事がない。
		利用手続	<ul style="list-style-type: none"> 普段は鍵が閉まっている。 予約しないと使えない。
「教養・文化・社会を学ぶ」事のできる資源	図書館	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 他の利用者へ迷惑がかかる。
	博物館等	保育者方針	<ul style="list-style-type: none"> 特別必要性を感じない。 受託児童の年齢を対象としていないため。
		不適合	
	鉄道駅	アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 坂がある為行かない。 道中、人ごみが多く行かない。
		アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 大きな道路を長く歩く必要があり、危険。
環境		<ul style="list-style-type: none"> 児童に対して、刺激が強すぎる。 	
商業施設	トラブル	<ul style="list-style-type: none"> トラブルなどのリスクがあるため、使いたくない。 	
	保育者方針	<ul style="list-style-type: none"> 買い物体験は親の仕事だと思う。 	

られた。又、商業施設においては、児童が商品に壊す恐れがある等、トラブルを想定した理由も挙げられた。

10. 戸外活動調査結果

全国の家庭的保育施設の訪問による施設長へのヒアリング調査及び戸外活動の追跡観察調査を行う事で、戸外活動の概要と地域資源の利用について明らかにする事ができた。結果は、以下に示す通りである。1)周辺に戸外活動に利用できる地域資源を多く保有し、かつそれらを戸外活動に利用している割合が高い施設では、周辺の多様な地域資源を活用した数多くの戸外活動ルート（平均 12.9 ルート）を用意していた。2)「体」資源や「教」資源を活用した戸外活動は、児童の年齢構成や体調等に適したルートが選択され、1/週～1/月単位で計画的に実施されている。しかし、「人」資源を活用した戸外活動に関しては、年に数回程度の実施で、積極的に利用されているとは言えない状況が見られた。3)施設が利用している地域資源の圏域は、地域特性により違いが見られ、「密集住宅地」、「市街地」、「開発完了住宅地」では、800m 程度の狭い範囲で十分に戸外活動を実施する事ができるが、「開発新興住宅地」では戸外活動圏域が 1,200m 以上になってしまう可能性がある。4)施設周辺に戸外活動に利用可能と思われる地域資源が存在していても、地図上には出てこないアクセスの困難さや、環境の問題、利用に際しての連携面での不十分さ、近隣住民とのトラブル等の様々な理由から、実際には利用困難な資源が存在する事が明らかになった。

11. まとめ

本報では、前報で最も理想的と考えられた平面型の施設を中心に、現地観察調査を行い、詳細な施設内容と保育運営の実態を示すと共に、豊かな戸外活動を行っている施設において、戸外活動の追跡観察調査を行う事で、家庭的保育施設に必要な地域特性を地域資源の観点から検討した。

これまでの施設内調査結果から、家庭的保育施設では、保育室が2つあり、それぞれが出入口を持ちながらも連続しており、W・B・Kへの動線もそれぞれ確保されている【C-1型】の平面型を持ち、1室で食事と遊びを行い、もう1室で睡眠と遊びを行うc+dパターンの使い方が理想的であると考えられる。また、食事と遊びを行う保育室1が、保育時間外は保育者家族のリビングルームとして兼用される場合が多いのに対し、睡眠と遊びを行う保育室2は、保育室としての専用性が高い事が明らかになった。この事を踏まえ、保育運営に関わる備品は、なるべく睡眠と遊びを行う保育室2に整備し、食事と遊びを行う保育室1は、保育施設としての設えを控える事で、保育者家族がリビングで寛ぎやすくなり、居宅を開放している事による精神的負担を軽減する事ができると考えられ、これに基づき、各諸室内で実施される保育内容に応じた建築および家具・設備計画の提案を行った。

戸外活動調査では、家庭的保育施設が施設周辺の多様な地域資源を活用した数多くの戸外活動ルートを用意しており、特に「体」資源や「教」資源を活用した戸外活動は児童の年齢構成や体調等によって、ルートが選択され、週から月単位で計画的に実施されているが、「人」資源についてはあまり活用されていない実態が確認された。家庭的保育のデメリットとも言われる小規模保育において、児童館や連携保育施設の園庭、市民センター等、集団保育で他の児童や地域住民と触れ合う機会を得る事ができる地域資源を定期的に利用する事は、児童のコミュニケーション能力を養う上で重要であり、計画的に戸外活動のスケジュールに組み込む事が望まれる。著者は、今後の研究で、「人」資源の活用についてさらに詳細な調査を行い、家庭的保育施設が「人」資源を十分に活用できるようにする為には、家庭的保育施設と連携保育所などの「人」資源のみなら

ず、行政をも含めて、どのような連携システムが構築されるべきかを提案して行きたいと考える。

謝辞

本研究の一部は、平成 27 年度古川医療福祉設備振興財団研究助成による。また、研究を指導してくださった中野明先生を始め、調査を行う上で貴重なご意見をいただいた NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木道子氏、調査にご協力いただいた各施設の方々に厚く謝意を表したい。

参考文献

- 1) 辻川ひとみ・中野明：全国の自治体における家庭的保育制度の実態と個人実施型施設の平面構成について、家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的研究その 1, 日本建築学会計画系論文集, No. 695, pp. 89-96, 2014. 1
- 2) 辻川ひとみ・中野明：「個人実施型」家庭的保育施設の運営内容と保育室の使い方について、家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的研究 その 2, 日本建築学会計画系論文集, No. 705, pp. 2387-2394, 2014. 11
- 3) 辻川・中野：「個人実施型」家庭的保育における戸外活動状況と地域資源(家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的研究 その 2), 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 349-350, 2014. 9

注

注 1) 「家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号)で、同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭が必要(付近にあるこれに代わるべき場所を含む)とされ、その庭の面積は満 2 歳以上の幼児一人につき 3.3 平方メートル以上とされている。

注 2) 【C-1 型】平面型で、食事と遊びを行う保育室を「保育室 1」、午睡と遊びを行う保育室を「保育室 2」とした。

注 3) 「家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号)で、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事と提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない(連携施設等からの搬入可)、とされている。ただし、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置が設けられている。

注 4) 開発完了住宅地の事例[MY]における追跡観察調査は、雨天の為中止。